

## 長野市物品等供給契約に係る条件付一般競争入札の実施に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が発注する物品等供給契約のうち、条件付一般競争入札により契約を締結するものの規模、当該入札の事務並びに当該入札に参加することができる者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその審査手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「物品等供給契約」とは、物品の購入、製造の請負その他の契約であって次に掲げる契約を除くものをいう。

- (1) 長野市建設工事等競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱（平成元年長野市告示第11号）第1に規定する請負契約及び委託契約
- (2) 財産の売払いに係る契約
- (3) 物件の貸付に係る契約

2 この要綱において「対象契約」とは、条件付一般競争入札の方法により締結する物品等供給契約をいう。

(対象契約)

第3 対象契約は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める設計金額以上の物品等供給契約とする。ただし、予算執行者が特に必要があると認めるときは、指名競争入札その他の方法により契約を締結することができる。

- (1) 物品の購入 2,000万円
- (2) 製造の請負 2,000万円
- (3) その他の契約 1,000万円

2 前項に定めるもののほか、契約の性質その他の事情を勘案して条件付一般競争入札によることが適当と認める物品等供給契約については、対象契約とすることができる。

(入札参加資格)

第4 条件付一般競争入札に係る入札参加資格は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項各号に該当しないこと。
- (2) 市の競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定。以下「指名停止措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けている者（入札日までの間に指名停止措置基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。

- (5) 市税を滞納していないこと。
  - (6) 共同企業体方式で入札に参加する場合にあっては、長野市物品等供給契約に係る共同企業体取扱要綱（平成6年長野市告示第207号。以下「共同企業体要綱」という。）に基づく共同企業体であること。
  - (7) 当該対象契約について、適正な履行が確保されると認められること。
  - (8) 当該対象契約を履行するために必要な資格又は許可を有していること。
  - (9) 有資格者名簿に登載されている等級格付が、当該対象契約の内容を考慮して予算執行者が定める等級以上又は数値の範囲内にあること。
  - (10) 当該対象契約の性質又は目的を考慮して予算執行者が対象契約ごとに定める主たる営業所の所在地の要件を満たしていること。
  - (11) その他予算執行者が必要と認める要件を満たしていること。
- 2 予算執行者は、入札参加資格の具体的要件を定めようとするときは、長野市物品等供給業者審査委員会の審査に付し、決定するものとする。
- （入札の公告等）
- 第5 条件付一般競争入札の公告は、規則第7条第2項に定める方法によるほか、市のホームページに掲載することにより行うものとする。
- （入札参加資格の確認申請）
- 第6 条件付一般競争入札に参加することを希望する者（以下「参加希望者」という。）は、予算執行者の定めるところにより、入札参加資格確認申請書に、入札参加資格を有することを証する書類（参加希望者が共同企業体である場合にあっては、当該書類及び共同企業体要綱第3項第1項及び第2項の規定による共同企業体参加資格審査申請書及び共同企業体協定書）を添えて、提出しなければならない。
- （参加資格の確認）
- 第7 予算執行者は、第6の規定による書類の提出があったときは、当該対象契約に係る参加資格の有無を確認し、その結果を参加希望者に通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた参加希望者にする通知には、参加資格がないと認めた理由を付記するものとする。
- （入札の辞退）
- 第8 入札者は、入札を辞退しようとするときは、開札の前までに予算執行者にその旨を申し出なければならない。
- （入札の無効）
- 第9 規則第18条の規定によるもののほか、同一の条件付一般競争入札に入札した2以上の者（共同企業体方式により条件付一般競争入札をする場合にあっては、一の共同企業体と他の共同企業体を構成する法人）がいずれも会社である場合であって、次に掲げるいずれかの関係にあると認められるときは、当該2以上の者がした入札は、いずれも無効とする。
- (1) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社を除く。次号において同じ。）

である関係

- (2) 親会社を同じくする子会社同士である関係
- (3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係。ただし、当該関係にある会社のいずれかが更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であるときは、この限りでない。
- (4) 一方の会社の役員が、現に他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任される管財人をいう。）を兼ねている関係
- (5) 前各号に規定する関係に類するものであって、適正な入札が阻害されると認められる関係  
(文書の様式等)

第10 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年4月1日告示第171号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

(長野市条件付き一般競争入札実施に関する要綱の一部改正)

- 2 長野市条件付き一般競争入札実施に関する要綱（平成8年長野市告示第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野市建設工事に係る条件付一般競争入札の実施に関する要綱  
本則中「条件付き一般競争入札」を「条件付一般競争入札」に改める。